

長 建 協 発 第 9 3 号
平成 2 8 年 5 月 2 3 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

政策・方針決定過程への女性の参画拡大について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

政府は、男女共同参画社会基本法（平成 1 1 年法律第 7 8 号）に基づき、昨年 1 2 月 2 5 日に第 4 次男女共同参画基本計画（以下「4 次計画」という。）を閣議決定いたしました。

4 次計画では、政策・方針決定過程への女性の参画拡大について、「社会のあらゆる分野において、2 0 2 0 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 3 0 % 程度になるよう期待し、引き続き更なる努力を行う」こととし、その上で、各分野において、あらゆる努力を行えば達成し得る高い水準の目標が設定されました。併せて、将来指導的地位へ登用される女性の候補者の層を厚くするため、継続就業やワーク・ライフ・バランス等の環境整備はもちろん、研修・育成を含めた幅広い支援策を大胆に進めていくこととしているところであります。

また、国、地方公共団体及び民間企業等に対し、女性の活躍に関する現状の把握・分析、これらを踏まえた数値目標の設定や人材育成等の取組を含めた行動計画の策定・公表等を義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が本年 4 月 1 日より完全施行されました。

つきましては、政策・方針決定過程への女性の参画拡大等に向け、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の実施その他の実効性のあるポジティブ・アクションの導入等に積極的に取り組んでいただきますよう、全建を通じ内閣府男女共同参画局長より別添のとおり周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。